

長寿生きがい課

係	分掌事務
生きがい振興係	<ul style="list-style-type: none">(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関する事。(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関する事。(3) 高齢者の生きがい対策事業に関する事。(4) 在宅要援護高齢者対策事業に関する事。(5) 家族介護支援対策事業に関する事。(6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関する事。(7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関する事。(8) その他高齢者在宅福祉サービスに関する事。
地域包括ケア推進係	<ul style="list-style-type: none">(1) 地域包括支援センターの運営に関する事。(2) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。(3) 高齢者の権利擁護制度に関する事。(4) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関する事。(5) 地域包括ケアの推進に関する事。(6) 認知症地域支援事業に関する事。
介護予防推進係	<ul style="list-style-type: none">(1) 介護予防に関する事。(2) 保健衛生思想の普及に関する事。(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関する事。

区 分	1 高齢者人口等の推移	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

高齢者人口等の推移

年齢階層別人口

(各年4月1日現在)

年 年齢(歳)	平成30年(人)	構成比(%)	令和元年(人)	構成比(%)	令和2年(人)	構成比(%)
0～14	24,151	12.88	23,580	12.63	22,909	12.35
15～39	47,462	25.32	46,613	24.97	45,665	24.62
40～59	52,284	27.89	52,585	28.17	52,770	28.45
60～64	10,519	5.61	10,224	5.48	9,946	5.36
65～69	14,740	7.86	13,254	7.10	12,070	6.51
70～74	13,171	7.03	13,978	7.49	14,770	7.96
75～79	10,809	5.77	11,550	6.19	11,790	6.36
80～84	7,591	4.05	7,708	4.13	7,989	4.31
85～89	4,324	2.31	4,552	2.44	4,823	2.60
90歳以上	2,422	1.29	2,613	1.40	2,740	1.48
計	187,473		186,657		185,472	
65歳以上	53,057	28.31	53,655	28.75	54,182	29.22
75歳以上	25,146	13.42	26,423	14.16	27,342	14.75
85歳以上	6,746	3.60	7,165	3.84	7,563	4.08

年 年齢(歳)	令和3年(人)	構成比(%)	令和4年(人)	構成比(%)	令和5年(人)	構成比(%)
0～14	22,334	12.11	21,695	11.87	21,051	11.59
15～39	44,913	24.35	44,026	24.08	43,750	24.09
40～59	52,773	28.59	52,507	28.72	52,064	28.67
60～64	9,841	5.34	9,903	5.42	10,217	5.63
65～69	11,225	6.09	10,577	5.78	10,172	5.60
70～74	15,663	8.49	15,338	8.39	13,923	7.67
75～79	11,159	6.05	11,166	6.11	12,066	6.64
80～84	8,452	4.58	9,072	4.96	9,359	5.15
85～89	5,202	2.82	5,436	2.97	5,795	3.19
90歳以上	2,910	1.58	3,121	1.71	3,219	1.77
計	184,432		182,841		181,616	
65歳以上	54,611	29.61	54,710	29.92	54,534	30.03
75歳以上	27,723	15.03	28,795	15.75	30,439	16.76
85歳以上	8,112	4.40	8,557	4.68	9,014	4.96

区 分	2 老人クラブ助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制 度 の 概 要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

(1) 老人クラブの組織

- ① 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- ② 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- ③ 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- ④ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- ⑤ 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

(2) 老人クラブの運営

- ① 会員により民主的に行われるもの
- ② 会員の互選による代表者を置くもの
- ③ 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

(3) 老人クラブの活動

- ① 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- ② 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

(4) 財源の負担割合

老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

区 分	負担割合
国	基準額の 1/3
府	基準額の 1/3
市	上記以外の額

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
- ◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

制 度 の 現 況

老人クラブ数及び会員数の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
クラブ数 (クラブ)	59	58	56	53	50
会員数 (人)	2,647	2,538	2,381	2,215	2,038

補助金交付の状況

(各年度決算による) (単位：円)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
老人クラブ活動	3,881,400	3,809,420	3,672,500	3,472,400	3,267,680
連合喜老会活動事業	1,464,968	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
連合喜老会活動促進特別事業	850,000	116,852	317,552	837,546	850,000

区 分	3 老人園芸ひろば事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制度の概要

60歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう1人約10㎡(1区画)の土地を2年間貸出す。

令和元年度より、平成25年度から利用者1人あたり年額1,200円徴収していた協力金を、各園の利用の更新時期に合わせて順次年額3,600円に改定して徴収。

また、同年度より、平成25年度から利用者を対象に実施している園芸教室を、現地指導等回数を拡充して実施。

根拠法令等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱(昭和51年宇治市告示第34号)

制度の現況

(1) 老人園芸ひろば設置状況

名称 区 分	芝ノ東	大久保	伊勢田第2	羽戸山
所在地	五ヶ庄芝ノ東48-3	大久保町大竹10-1	伊勢田町毛語129-1	羽戸山一丁目49-1
面積(㎡)	1,563.00	1,451.25	1,234.12	1,348.76
区画数(区画)	95	88	55	55
開所年月日	昭和59年9月5日	平成2年9月25日	平成8年4月1日	平成15年8月8日

名称 区 分	槇島	木幡	小倉寺内
所在地	槇島町落合43-7	木幡正中42	小倉町寺内71-3
面積(㎡)	4,018.98	1,509.28	1,581.20
区画数(区画)	117	80	60
開所年月日	平成17年4月21日	平成23年4月15日	平成25年4月24日

(2) 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年度 区 分	元	2	3	4	5
運営費	3,091,904	4,056,036	2,206,755	4,182,062	2,140,647
新設事業費	-	-	-	-	-

区 分	4 シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

財源の負担割合

区 分	負担割合
国	府補助額と市補助額の合計（ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている）
府	5年度補助額は、2,412,000円
市	国基準額の1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）
- ◇ 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領
- ◇ 京都府高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

制 度 の 現 況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況 (各年度決算による) (単位：円)

区 分 \ 年 度	年 度				
	元	2	3	4	5
補助金	9,169,000	10,169,000	10,169,000	12,369,000	9,169,000

※ 昭和60年7月25日設立

区 分	5 老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営事業費の状況 (各年度決算による) (単位：円)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
運営費	34,704	51,480	110,040	144,057	264,490

(2) 設置状況

	名称	所在地
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2

区 分	6 地域福祉センター	所管係	生きがい振興係
-----	------------	-----	---------

制 度 の 概 要

高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号）
- ◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）

制度の現況

(1) 施設の概況

項目	内容	
名称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所在地	宇治市木幡東中 47-4	宇治市開町 44-13
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積 (㎡)	518.23	772.03
建築面積 (㎡)	367.50	433.37
開設年月日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項目	内容	
名称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所在地	宇治市小倉町山際 63-1	宇治市五ヶ庄折坂 5-149
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積 (㎡)	1,896.00 (西宇治図書館を併設)	1,591.00
建築面積 (㎡)	1,248.93 (地域福祉センター1・2 階部分)	1,269.00
開設年月日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項目	内容	
名称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所在地	宇治市広野町大開 72-1	宇治市槇島町石橋 13
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (内 1 階部分)
敷地面積 (㎡)	1,785.00	1,561.00
建築面積 (㎡)	1,058.66	386.91
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

(2) 運営費の状況

(各年度決算による) (単位: 円)

施設名 \ 年度	元	2	3	4	5
木幡地域福祉センター	6,280,693	6,166,573	6,110,251	6,892,460	7,163,183
開地域福祉センター	6,234,812	5,986,740	6,580,685	7,415,256	7,881,089
西小倉地域福祉センター	16,901,064	16,094,027	16,380,227	18,346,320	18,280,205
東宇治地域福祉センター	7,293,891	6,850,894	6,611,039	7,517,804	7,088,832
広野地域福祉センター	6,776,606	6,564,010	6,613,915	8,441,683	7,165,904
槇島地域福祉センター	6,177,249	5,806,130	8,350,691	6,659,321	7,906,616

区 分	7 高齢者見舞品支給	所管係	生きがい振興係																								
<p>制度の概要</p> <p>介護保険法における要介護 3・4・5 の認定を受けている 65 歳以上の在宅高齢者に対して、民生児童委員を通じて見舞品を贈る。</p> <p>平成 29 年度より地域の独居高齢者の状況を把握し、地域での見守りや介護予防の取組へ繋げるための事業とし、対象者を要介護・要支援認定を受けていない満 75 歳以上の一人暮らしの高齢者等に変更して実施。</p> <p>令和 4 年度より廃止。</p> <p>制度の現況</p> <p>支給人数及び事業費の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給人数 (人)</td> <td>1,371</td> <td>936</td> <td>835</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業費 (円)</td> <td>165,218</td> <td>48,256</td> <td>78,921</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				年度	元	2	3	4	5	区分						支給人数 (人)	1,371	936	835	—	—	事業費 (円)	165,218	48,256	78,921	—	—
年度	元	2	3	4	5																						
区分																											
支給人数 (人)	1,371	936	835	—	—																						
事業費 (円)	165,218	48,256	78,921	—	—																						

区 分	8 老人福祉電話設置 (老人福祉電話電話料助成金支給)	所管係	生きがい振興係																								
<p>制度の概要</p> <p>低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として 300 円を扶助する。</p> <p>市単独事業</p> <p>根拠法令等</p> <p>◇ 宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則 (昭和 60 年宇治市規則第 41 号)</p> <p>制度の現況</p> <p>設置状況、事業費の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度末設置者数 (人)</td> <td>47</td> <td>44</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>事業費 (円)</td> <td>1,303,468</td> <td>1,136,184</td> <td>1,031,802</td> <td>1,234,011</td> <td>1,033,928</td> </tr> </tbody> </table>				年度	元	2	3	4	5	区分						年度末設置者数 (人)	47	44	39	39	35	事業費 (円)	1,303,468	1,136,184	1,031,802	1,234,011	1,033,928
年度	元	2	3	4	5																						
区分																											
年度末設置者数 (人)	47	44	39	39	35																						
事業費 (円)	1,303,468	1,136,184	1,031,802	1,234,011	1,033,928																						

区 分	9 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

平成 30 年度からは地域支援事業（任意事業）として実施。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市緊急通報装置設置要綱（昭和 62 年宇治市告示第 85 号）

制 度 の 現 況

設置状況

（各年度決算による）

年度	元	2	3	4	5
設置数（台）	998	961	988	998	1,009
事業費（円）	15,925,640	15,753,704	15,874,294	16,305,607	16,654,857

区 分	10 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

市単独事業

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

（各年度決算による）

年度	元	2	3	4	5
補助金（円）	2,775,150	1,595,300	1,919,050	2,412,200	2,673,650
補助金対象団体（団体）	16	11	12	15	15

区 分	11 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制度の概要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

制度の現況

貸出数等

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
特殊寝台 (台)	16	10	19	20	25
車いす (台)	7	9	5	12	12
入浴用車いす (台)	0	0	3	2	0
エアーマット (個)	0	0	1	0	0
事業費 (円)	382,044	557,700	418,300	558,800	618,800

区 分	12 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制度の概要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。(平成 11 年度より実施)

市単独事業

制度の現況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	元	2	3	4	5
補 助 金 (円)	1,764,000	1,669,000	1,688,000	1,699,838	1,674,720
補助対象団体 (団体)	13	12	12	13	13

区 分	13 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係
-----	--------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

介護保険法における要介護4・5の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1か月の紙おむつ等購入費の2分の1に相当する額の紙おむつ等を給付する。

（平成12年度より実施）

ただし、1か月5,000円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

平成18年度からは、介護保険法の改正に伴い地域支援事業（任意事業）として実施。

根 拠 法 令 等

- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- ◇ 宇治市在宅高齢者等紙おむつ等給付事業実施要項（平成14年4月1日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
給 付 件 数 (件)	696	656	721	780	840
事 業 費 (円)	2,083,700	2,047,300	2,182,300	2,418,700	2,759,500

区 分	14 高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額の2分の1助成。1住宅につき1年度内30万円限度）

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第41号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
利 用 件 数 (件)	11	6	5	2	8
助 成 額 (円)	3,300,000	1,531,000	1,358,000	544,000	2,227,000

区 分	15 高齢者日常生活用具給付等事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------	-----	---------

制度の概要

在宅の65歳以上の一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

根拠法令等

◇ 宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成12年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
自動消火器（台）	3	1	2	2	11
電磁調理器（台）	20	11	7	16	0
事業費（円）	468,060	238,700	196,900	365,200	205,700

区 分	16 高齢者保健福祉オンブズマン制度	所管係	生きがい振興係
-----	--------------------	-----	---------

制度の概要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

(1) 苦情申立ての範囲

- ① 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
- ② 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情

(2) 所管外の事項

- ① 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
- ② 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
- ③ 議会で審議中及び審議終了した事項
- ④ オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
- ⑤ 事実があってから1年以上経過した事項

(3) 申立てられる人

本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

根拠法令等

◇ 宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成15年3月24日施行）

制度の現況

年度	元	2	3	4	5
申立件数(件)	0	0	0	0	0

区分

17 地域介護・福祉空間整備費補助事業

所管係

生きがい振興係

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。
国交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度 区分	元	2	3	4	5
補助金(円)	0	0	0	6,447,000	7,730,000
事業種別	—	—	—	—	—

区分

18 地域密着型サービス等整備費補助金

所管係

生きがい振興係

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。
府交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度 区分	元	2	3
補助金(円)	110,992,000	80,455,000	16,693,000
事業種別	介護医療院への転換 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 地域包括支援センター	認知症対応型共同生活介護

年度 区分	4	5
補助金(円)	12,863,000	131,488,000
事業種別	特別養護老人ホーム (介護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策支援) 介護老人保健施設(家族面会室の整備等経費支援) 小規模多機能型居宅介護(簡易陰圧装置設置経費支援) 認知症対応型共同生活介護(簡易陰圧装置設置経費支援) サービス付き高齢者向け住宅(簡易陰圧装置設置経費支援)	看護小規模多機能型居宅介護 介護老人福祉施設(介護ロボット・ICTの導入支援) 介護老人保健施設(介護ロボット・ICTの導入支援) 介護老人保健施設(多床室の個室化に要する改修費支援) 認知症対応型共同生活介護(簡易陰圧装置設置経費支援)

区分

19 介護予防拠点施設整備事業

所管係

生きがい振興係

制度の概要

介護予防事業(B リハ・転倒予防教室等)を市内の公共施設等で事業展開していく上で、さらに利用者の利便性を高めることを目的として、バリアフリー化等の改修工事を行う。

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)

制度の現況

施設整備状況

(各年度決算による)

年度 区分	元	2	3	4	5
施設名	—	—	—	—	—
日常生活圏域	—	—	—	—	—
金額(円)	—	—	—	—	—

区 分	20 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>65歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。(平成19年度より事業実施) 市単独事業</p> <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付者数(人)</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事業費(円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>137,280</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警報機本体は数年に1回まとめて購入するため、給付者数と事業費は連動しない。</p>				年度	元	2	3	4	5	給付者数(人)	12	5	5	2	8	事業費(円)	0	0	0	137,280	0
年度	元	2	3	4	5																
給付者数(人)	12	5	5	2	8																
事業費(円)	0	0	0	137,280	0																

区 分	21 介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ要支援・要介護認定を受けていない市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。 (認定工事の合計額3分の2(1世帯につき16万円限度)) 平成24年度事業開始。 府交付金事業(京都府介護予防安心住まい推進事業費補助金)</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱(平成22年9月1日施行) ◇ 宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項(平成24年4月1日施行) <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(件)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>助成額(円)</td> <td>1,748,000</td> <td>2,732,000</td> <td>1,491,000</td> <td>1,795,000</td> <td>1,359,000</td> </tr> </tbody> </table>				年度	元	2	3	4	5	利用件数(件)	13	20	13	13	10	助成額(円)	1,748,000	2,732,000	1,491,000	1,795,000	1,359,000
年度	元	2	3	4	5																
利用件数(件)	13	20	13	13	10																
助成額(円)	1,748,000	2,732,000	1,491,000	1,795,000	1,359,000																

制度の概要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。
平成 25 年度事業開始。

根拠法令等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成 24 年 9 月 18 日施行）

制度の現況

(1) 事業者等による見守り活動

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
通報件数（件）	5	5	8	8	5

(2) 見守り協力事業所一覧

（令和 5 年度 3 月末現在）

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布亀株式会社

区 分	23 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

平成25年度事業開始。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成25年4月1日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年度 区 分	元	2	3	4	5
利用件数(件)	2	2	1	2	2
助成額(円)	10,000	9,100	2,600	10,000	9,700

区 分	24 高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

京都文教大学にて、65歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは2年制（1年＝秋期・春期）で、受講生は週1回の科目履修と月1回のアカデミーアワーを受講する。

平成25年度事業開始。

平成27年度までは70歳以上が対象。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成25年4月1日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年 度	元	2	3	4	5
受講者数(人)	64	29	36	45	41
事業費(円)	4,009,869	2,758,570	3,336,000	3,425,667	3,425,667

区 分	25 認知症等高齢者家族安心事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、GPS 機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。

平成 25 年度事業開始。平成 29 年度より機種追加。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成 25 年 6 月 7 日施行）
- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成 29 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
利用件数 (件)	57	65	61	68	74
助成額 (円)	583,528	610,257	723,243	777,310	737,450

区 分	26 健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア推進係
-----	--------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額 5,000 円）を扶助する。

市単独事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成 12 年宇治市告示第 43 号）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
利用者 (人)	0	1	2	0	0
扶助額 (円)	0	4,320	7,500	0	0

区 分	27 老人入所施設（養護老人ホーム）への措置	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

制 度 の 現 況

(1) 施設別入所状況 (各年度3月末現在) (単位：人)

施設名及び所在地		年 度				
		元	2	3	4	5
宇治明星園	宇治市	34	33	30	26	25
洛南寮	京田辺市	14	9	7	8	8
ライトハウス朱雀 (船岡寮)	京都市中京区	1	1	1	1	1
慈母園	奈良県高市郡	1	2	2	2	2
大津老人ホーム	滋賀県大津市	0	0	0	0	0
真盛園	滋賀県大津市	1	1	1	1	1
三室園	奈良県生駒郡	1	1	1	1	3
四天王寺松風荘	大阪府枚方市	0	0	0	0	0
きぬがさ	滋賀県東近江市	1	0	0	0	0
鶴林園	兵庫県加古川市	0	1	1	1	1
計		52	48	43	40	41

(2) 入所措置費等の状況 (各年度決算による)

年度	元	2	3	4	5
措置費等 (円)	116,899,068	109,129,136	96,400,849	93,933,607	90,681,977

区 分	28 高齢者成年後見制度利用支援事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	--------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

(1) 成年後見制度とは

認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。

(2) 市長による代行申立

成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がない高齢者については、市長名による申立てを行う。

以下の全てにあてはまる方について市長による代行申立てを行う。

- ① 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。
- ② 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。
- ③ 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。

(3) 申立費用、成年後見人等報酬助成

市長による代行申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。(平成 18 年度からは、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として実施。)

また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による代行申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

年 度	元	2	3	4	5
代行申立件数(件)	7	7	9	15	7

区 分	29 高齢者虐待対策	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

根拠法令等

◇ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)

制度の現況

宇治市が、高齢者虐待事案として新規受理した件数

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
高齢者虐待事案として 新規受理した件数 (件)	80	91	100	165	167

区 分

30 地域包括支援センター運営事業

所管係

地域包括ケア推進係

制度の概要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、高齢者の生活を支える中核機関として、市内 8 カ所に地域包括支援センターを設置している。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第 1 号介護予防支援事業を一体的に取り組んでいる。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

事業の運営

圏 域 名	法 人 名
東宇治北地域包括支援センター	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南部・三室戸地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
中宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
槇島地域包括支援センター	社会福祉法人一竹会
北宇治地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
西宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治地域包括支援センター	社会福祉法人不動園

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年法律第 1018001 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
総合相談支援 相談実人数 (人)	3,560	3,489	3,453	3,757	3,854
「高齢者虐待・成年後見制度」に関する相談実人数 (人)	126	163	145	186	193
指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援 (件)	20,487	20,644	21,269	21,751	22,545

(2) 地域包括ケア会議

(単位：回)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
宇治市地域包括ケア会議	2	4	2	2	2
小地域包括ケア会議	21	11	11	19	17
自立支援型ケア会議	—	—	12	12	12

(3) 地域包括支援センター運営協議会

(単位：回)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
地域包括支援センター運営協議会開催回数	2	2	2	2	2

(4) 地域包括支援センター職員資質向上研修

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
開催回数 (回)	4	17	9	4	4
延人数 (人)	87	64	158	68	65

区 分	31 機能訓練	所管係	介護予防推進係
<div data-bbox="156 264 448 331" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 制 度 の 概 要 </div> <p data-bbox="156 353 1453 421">機能訓練事業は、医療の機能訓練を終了した方や虚弱な方等に対し、心身の機能の維持、回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的に実施。</p> <p data-bbox="156 427 1453 640">平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の機能訓練事業として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中で介護予防事業、一次予防事業として実施。二次予防事業では、足しっかり体操教室（平成 17 年度まではセンターリハビリ教室）、パワーリハビリ教室、複合型介護予防教室（平成 24 年度より開始。これに伴いすこやか体操教室は平成 23 年度終了）を実施し、一次予防事業として、B 型リハビリ教室、パワーリハビリ事業、地域密着型転倒予防教室（平成 18 年度のみ）を実施。</p> <p data-bbox="156 647 1453 786">平成 29 年度に健康増進法の一部改正により、40 歳から 64 歳までの機能訓練事業は廃止。また平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。</p> <p data-bbox="156 792 1453 931">平成 30 年度まで実施していたまるごとトレーニング教室を、仲間づくりを目的とした教室に改編し、令和元年度よりスロートレーニング教室（ミックス）とはつらつトレーニング教室（地域支援型介護予防教室）として実施（令和 4 年度でスロートレーニング教室（ミックス）は終了し、スロートレーニング教室に一本化）。</p> <div data-bbox="156 1021 448 1088" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 根 拠 法 令 等 </div> <ul data-bbox="185 1104 927 1171" style="list-style-type: none"> ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号） 			

制度の現況

一般介護予防事業

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
スロートレーニング教室	実人数(人)	158	122	141	149	220
	延人数(人)	2,610	1,377	1,769	2,447	3,720
	回数(回)	160	149	132	160	240
スロートレーニング教室 (ミックス)	実人数(人)	56	50	66	53	
	延人数(人)	955	487	690	881	
	回数(回)	82	66	63	80	
パワリハトレーニング教室	実人数(人)	198	153	148	160	175
	延人数(人)	2,202	1,588	1,956	2,756	3,032
	回数(回)	239	208	141	240	240
はつらつトレーニング教室	実人数(人)	515	420	395	425	390
	延人数(人)	8,172	4,082	4,770	6,980	6,403
	回数(回)	465	387	375	560	560
B型リハビリ教室	実人数(人)	202	143	158	153	154
	延人数(人)	5,259	3,163	2,957	3,933	4,298
	回数(回)	744	609	578	796	802
セルフパワリハ	実人数(人)	401	206	197	202	270
	延人数(人)	11,769	5,959	5,648	7,722	9,597
	回数(回)	254	212	229	278	278

区 分	32 訪問指導	所管係	地域包括ケア推進係
-----	---------	-----	-----------

制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中の介護予防事業二次予防事業として実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
65 歳以上	実人数（人）	10	23	44	61	65
	延回数（回）	48	127	154	216	168

区 分	33 認知症予防教室	所管係	介護予防推進係
-----	------------	-----	---------

制度の概要

認知症予防教室は、認知機能低下を予防することを目的に実施。平成 18 年度の介護保険法の改正により、介護予防事業、一次予防事業として実施。

また、平成 25 年度より認知症予防のためにファイブ・コグ等を使った教室を実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区分		年度				
		元	2	3	4	5
認知症予防教室	実人数(人)	104	115	132	134	128
	延人数(人)	1,740	1,381	1,871	2,273	2,200
	回数(回)	123	136	136	160	160
脳活性化教室	延人数(人)	5,514	2,421	2,008	3,014	2,907
	回数(回)	130	133	139	190	192

区分

34 認知症地域支援事業

所管係

地域包括ケア推進係

制度の概要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。平成20年度から実施。(平成20年度・平成21年度は京都府の委託を受けたモデル事業)

平成29年度より、介護保険法の改正により、地域支援事業任意事業として実施している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年法律第0609001号)

制度の現況

事業名	年度	元	2	3	4	5
サポーター養成講座	回数(回)	43	26	30	29	40
	延人数(人)	1,329	730	1,004	1,159	1,500
キャラバン・メイト養成講座	回数(回)	—	—	—	—	—
	延人数(人)	—	—	—	—	—
キャラバン・メイトフォローアップ研修	回数(回)	2	2	2	2	2
	延人数(人)	40	24	21	24	35
家族支援プログラム	回数(回)	6	6	6	6	6
	実人数(人)	13	12	7	5	6
	延人数(人)	59	66	24	26	26
家族支援プログラムOB会	回数(回)	11	10	8	12	12
	延人数(人)	87	61	43	58	71

区 分	35 初期認知症総合相談支援事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
認知症対応型カフェ	延人数（人）	611	382	499	773	499
認知症初期集中支援チーム	事例数（事例）	39	43	40	30	31
認知症を正しく理解するための連続講座	延人数（人）	119	162	131	80	130
認知症講演会	実施回数（回）	1	動画 配信	1	1	1
	延人数（人）	54		230	19	24

区 分	36 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成27年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”(Lemon-Aid) (以下「れもねいど」という)を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、認知症を正しく理解する連続講座を開催し、受講修了者はれもねいだー(ボランティア)として活動している。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、事前登録いただくことで行方不明になられた場合に速やかに発見協力の依頼を行っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年法律第0609001号)

制 度 の 現 況

区 分	年 度					
	元	2	3	4	5	
れもねいど加盟登録数(団体)	8	8	10	4	3	
SOSネットワーク事前登録者数(人)	72	89	58	67	66	
れもねいだー(人) 累計(新規)	122(13)	128(6)	139(11)	147(9)	110(3)	
認知症フォーラム in 宇治	開催回数(回)	—	1	1	1	1
	参加人数(人)	—	250	160	144	132

区 分	37 地域リハビリテーション活動支援事業	所管係	介護予防推進係
-----	-----------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実施。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5
派遣団体数（団体）	25	38	51	47
派遣延回数（回）	30	54	72	67

区 分	38 地域介護予防活動支援事業	所管係	介護予防推進係
-----	------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	2	3	4	5
交付団体数（団体）	2	6	17	29

区 分	39 高齢者保健・介護予防一体的実施事業	所管係	介護予防推進係
-----	----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

令和3年度より、健康寿命の延伸や日常生活の質の向上などを図るため、高齢者を対象に介護予防と連携した一体的な保健事業を実施している。

高齢者の個別的支援（ハイリスクアプローチ）は75歳以上の高齢者で健康状態不明者に対し看護師・歯科衛生士等が個別訪問を実施し後期高齢質問票等により健康状態の確認を行い、必要に応じて受診勧奨、介護予防サービス等への連携を実施。令和4年度からは対象者を拡大し、健康状態不明者と生活習慣病予防のための訪問相談を実施。通いの場への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）は通いの場等へ保健師・歯科衛生士・管理栄養士が訪問し、フレイル予防の啓発を実施。

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度	
		4	5
ハイリスクアプローチ	実人数（人）	615	362
	延人数（人）	894	569
ポピュレーションアプローチ	延回数（回）	49	112

